下水道使用料等見直しの検討について

下水道使用料の値上げが必要な理由について

独立採算の原則

下水道事業や農業集落排水事業は、下水道を使用された方からの使用料で費用をまかない運営することが本来とされていますが、現実には事業に必要な資金を借り入れたり、不足分を税金で補てんすることによって運営してきました。
しかし近年は施設の老朽化が進むなど、安心安全な上下水道をご利用いただくには、適切な維持管理と共に更新をすることが必要で、今後とも費用が負担となります。
　上下水道事業を取り巻く環境は厳しいものになっており、次の世代へ事業を引き継いでいくためには、財政状況を改善する水道料金の値上げが必要となっています。

下水道事業・農業集落排水事業の収支
各年度の繰入金額は、工事等の事業量の大小によっても異なりますが、維持管理費や償還元利金などの経常的な支出に対しても充てられています。

（百万円・税込）

	【下水】					【農排】				
	R2	R3	R4	R5	R6	R2	R3	R4	R5	R6
歳入	134	159	144	329	223	34	27	35	49	50
（内、繰入金）	(70)	(69)	(94)	(150)	(136)	(22)	(17)	(25)	(26)	(27)
（内、経常的支出に対する繰入金）	–	–	–	(136)	(142)	–	–	–	(30)	(32)
歳出	123	162	100	347	227	30	24	22	51	53
収支	12	▲ 3	44	▲ 18	▲ 3	4	3	13	▲ 2	▲ 3

※令和5年度より公営企業会計を適用し、会計方式が変わりました。

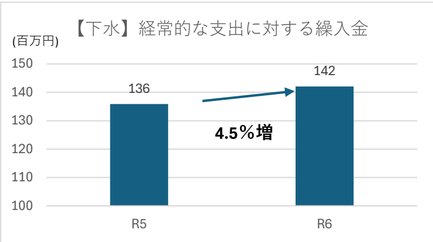

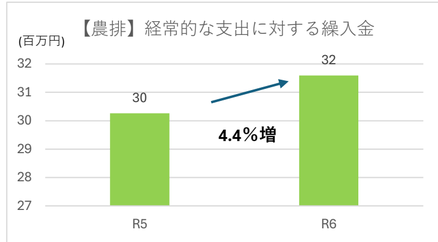

使用料収入の減少

　使用料収入は年々減少しています。
　水量の推移をみると、下水道事業では令和2年度と令和6年度の比較で14.82%減、農業集落排水事業では2.92%減でした。
　1か月の使用水量別件数での比較では、下水道事業の21㎥以上の使用水量が多かった件数に12%以上の減少傾向が見られました。対して全体の37.98%で最も多い割合を占める10㎥以下の使用水量別件数は4.72%増でした。農業集落排水事業では、21～30㎥の場合が12.10%増で、全体に占める割合でも31.44%で最も多い割合でした。
　下水道使用料は、主に水道使用水量に基づいて決定されるため、人口減少や大口利用の減少が影響を与えていると思われます。

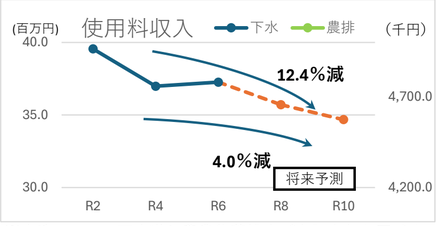

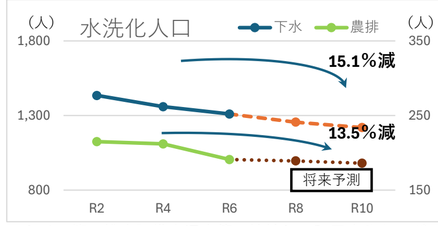

※水洗化人口：下水道や農業集落排水が布設された区域内の人口のうち、トイレ等の排水設備を汚水管へ接続して利用するとこができる人口。

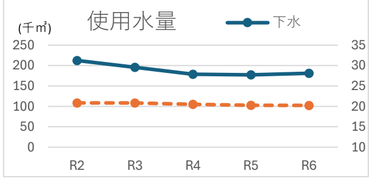

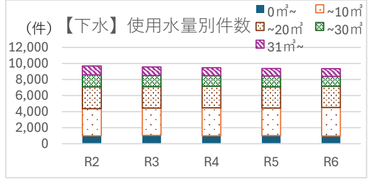

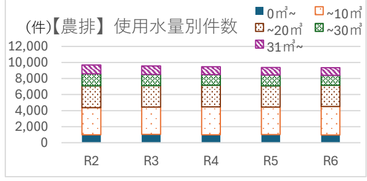

費用の負担

物価や人件費などの高騰を受け費用は増加傾向にありますが、下水道事業の経費回収率は約68.67%に低下しました。農業集落排水事業の経費回収率は約22.55%と低迷しています。
汚水処理原価を押し上げる要因は、他に不明水の浸水があります。雨水や地下水などが浸入すると、本来処理すべき汚水が嵩増しされるため余分な経費となります。
有収率では、農業集落排水事業より下水道事業に低下傾向があります。不明水調査を行いながら対策していく必要があります。

※経費回収率：汚水処理に要する㎥あたり費用を、㎥あたりの使用料収入でまかなった割合。
　令和５年度（公営企業化）前後で算定対象項目が異なるため、令和５～６年度を比較。
※汚水処理原価：汚水を処理するためにかかった㎥あたりの費用
※使用料単価：汚水を処理して得た㎥あたりの使用料収入
※有収率：処理した汚水量のうち、使用料収入を得られた汚水の割合。

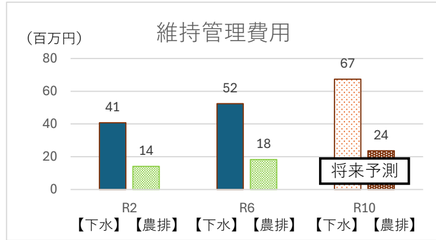

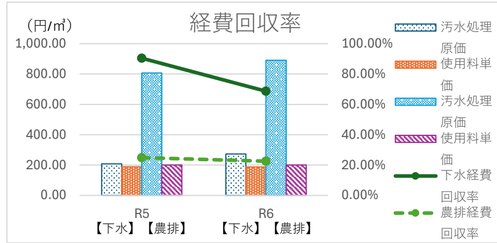

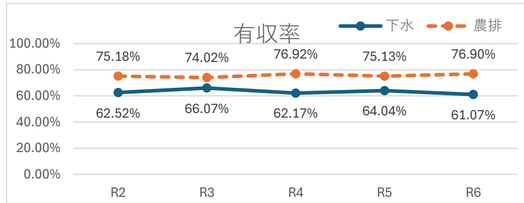

施設の老朽化

下水道事業は供用開始から25年を経過し、管路では標準耐用年数を経過しないものの、今後は更新時期が近づいてきます。また、施設では機器類が更新時期を迎えています。
農業集落排水事業では供用開始から23年を経過し、同様に順次更新を行っていくことが必要となります。

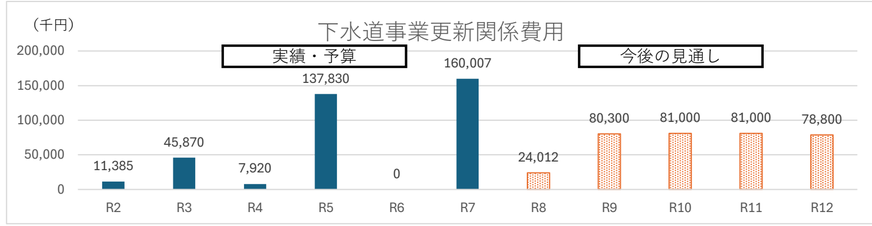

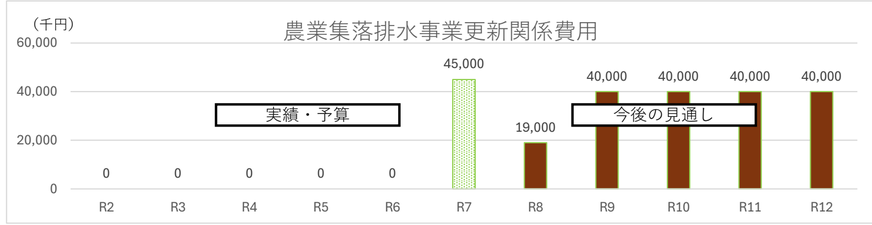

料金の見直しについて

※特に断りのない金額は税抜表記です。

見直し案の検討について

事業の運営に係る経費は、それぞれ対象とする人口や区域、汚水の水質や管路の距離、地形や施設の状況など様々な要因によって異なります。一般に人口密度が低いほど事業効率は悪くなりますが、本来は使用料収入で運営すべき事業を税金での補てんに依存する状況は、将来世代に大きな負担を残す可能性があります。

東栄町の下水道事業では、平成12年3月31日の供用開始より、消費税率の変更によるものを除き、現在まで料金改定されていません。農業集落排水事業も、平成13年度の川角地区供用開始、平成17度の月地区供用開始以来、料金改定されていません。

下水道事業の経費回収率は68.67%となりますが、全国平均の経費回収率は75.3%、類似団体では59.9%となっています。農業集落排水事業では経費回収率22.55%ですが、全国平均56.9%、類似団体40.4%と差がある状況です。

これを踏まえて農業集落排水事業では経費回収率40%を目指しますが、まず今回の改定においては経費回収率30%を目標とすることとし、下水道事業でも併せて回収率向上を図りたいと考えます。

そこで、令和8年4月1日からの適用に向けて次のように見直し案を検討します。

※法適用企業・法非適用企業：地方公営企業法を全部または一部適用し、公営企業会計を会計方式とする公営企業と適用していない企業
（東栄町の下水道/農業集落排水事業は、法適用企業です。）

他自治体との比較

	基本料金	使用水量別料金			
	基本水量	0～10㎥	11～20㎥	21～30㎥	31㎥～
東栄町	1,600 ～10		170		
設楽町	1,500 ～8	150 9～10	150		
豊根村					
新城市	580 0	75	130	150	185
新城市【農排】	2,350 0	一般家庭の場合、世帯員1人あたり580円			
豊川市	860 1-10		95	129	148
豊橋市	770 0	10	120	190	
蒲郡市	700 0	23	116		165
田原市	700 0		90.0	100.0	120.0

使用水量ごとの料金計算例				
0㎥	8㎥	10㎥	25㎥	35㎥
1,600	1,600	1,600	4,150	5,850
1,500	1,500	1,800	4,050	5,550
580	1,180	1,330	3,380	5,055
世帯員1人 2,930円	世帯員2人 3,510円	世帯員3人 4,090円	世帯員4人 4,670円	世帯員5人 5,250円
860	860	860	2,455	3,840
770	850	870	3,020	4,920
700	884	930	2,090	2,915
700	700	700	2,100	3,200

	＜前回料金改定時期 下水＞	＜今後の改定予定＞	＜前回料金改定時期 農排＞	＜今後の改定予定＞
東栄町	H11.6.24	R8.4.1	H13.6.15	R8.4.1
設楽町	R3.4.1	未定	R3.4.1	
豊根村	－			
新城市	R5.8.1			
豊川市	R7.1.3	検討中		
豊橋市	R1.10.1	R8予定		
蒲郡市	R7.4.1	未定		
田原市	R6.4.1	未定	R6.4.1	R8統合予定

料金改定案

料金の改定案として、基本料金の値上げとともに、これまで基本料金の中に10㎥までの使用水量別料金を含めていた定額従量制を1㎥から算定する従量制に改め、水量に応じて段階を設けることを検討しています。

この料金改定を行った場合、下水道事業では平均約31%の値上げとなって年額で約1,060万円の増収が見込まれることで、料金回収率は90.7%となります。

農業集落排水事業では、平均約35%の値上げとなって年額で約140万円の増収が見込まれることで、料金回収率30.4%となります。目標とする料金回収率から、この料金改定案を検討したいと考えます。

改定案	基本料金	使用水量別料金		
	基本水量	1～10㎥	11～20㎥	21㎥～
東栄町	1,700 0	120	170	190

使用水量ごとの料金計算例				
0㎥	5㎥	10㎥	25㎥	35㎥
1,700 (1,600)	2,300 (1,600)	2,900 (1,600)	5,550 (4,150)	7,450 (5,850)

※（）内は現行料金で計算した金額です。

料金改定案による計算例

例1（使用水量5㎥の下水道/農業集落排水使用料の場合　※税抜）

・下水道使用料/農業集落排水使用料
（基本料金）＋（使用水量別料金）
1,600円　＋5㎥×0円＝1,600円

▼

・下水道使用料/農業集落排水使用料
（基本料金）＋（使用水量別料金）
1,700円　＋5㎥×120円＝2,300円

例2（使用水量15㎥の下水道/農業集落排水使用料の場合　※税抜）

・下水道使用料/農業集落排水使用料
（基本料金）＋（使用水量別料金）
1,600円　＋10㎥×0円+5㎥×170円＝2,450円

▼

・下水道使用料/農業集落排水使用料
（基本料金）＋（使用水量別料金）
1,700円　＋10㎥×120円+5㎥×170円＝3,750円

例2（使用水量25㎥の下水道/農業集落排水使用料の場合　※税抜）

・下水道使用料/農業集落排水使用料
（基本料金）＋（使用水量別料金）
1,600円　+10㎥×0円+15㎥×170円＝4,150円

▼

・下水道使用料/農業集落排水使用料
（基本料金）＋（使用水量別料金）
1,700円　＋10㎥×120円+10㎥×170円+5㎥×190円＝5,550円